

器具又は容器包装の規格試験に関するアンケート

ご依頼の目的に沿った試験を円滑に実施するため、以下の事項に回答をお願い致します。
ご依頼の内容に該当する にレ印を記入して下さい。

1. ご依頼の規格区分

- 合成樹脂 一般規格(全ての合成樹脂が対象)
個別規格 フェノール樹脂 マミン樹脂 エリア樹脂
上記以外のホルムアルデヒドを製造原料とする合成樹脂(ポリアセタールなど)
ポリ塩化ビニル ポリエチレン ポリプロピレン ポリスチレン
熱湯用発泡ポリスチレン ポリ塩化ビニレン ポリエチレンテレフレート
ポリメタクリル酸メチル ナイロン ポリメチルペンテン ポリカーボネート ポリビニルアルコール
ポリ乳酸
- ゴム ほ乳器具を除く
塩素を含む(クロロレンゴム等) 塩素を含まない(シリコンゴム等) 不明
ほ乳器具
- 金属缶 食品接触部に合成樹脂塗装あり 食品接触部に合成樹脂塗装なし

2. 検体の用途

- 用途 食品用(食品に接触する) その他(非食品用又は食品に接触しない)
- 用途 合成樹脂・金属缶・ゴム(容器包装)【蒸発残留物の溶媒を接触する食品により選択】
油脂及び脂肪性食品 [溶媒:ヘプタン(合成樹脂, 金属缶), 20%イタノール(ゴム)]
酒類 [溶媒:20%イタノール]
上記以外で pH が 5 を超える食品 [溶媒:水]
上記以外で pH が 5 以下の食品 [溶媒:4%酢酸]
未定又は全溶媒を希望
ゴム(器具)[蒸発残留物の溶媒:水]

合成樹脂については、平成 18 年厚生労働省告示第 201 号により用途 の器具と容器包装の区別がなくなりました。なお、用途によらず、何れの溶媒でも試験可能ですので、ご希望の場合は上の にレ印をご記入下さい。

使用温度区分 100 以下 100 を超える 両方

3. 検体の構成

- 単一材料製品 材質名:
ラミネート等の多層製品 構成及び各層の厚さ:
試験面:
コーティング製品 構成:
試験面: コーティング面 非コーティング面
・材質試験を実施する場合、コーティング剤(硬化物)のお持込 可能 不可能
・コーティング剤(液体)をお持込みの場合の乾燥条件
105 ×1 時間 UV 照射×1 時間 その他()
(試験結果に影響致しますので、可能であればお客様による塗布・乾燥処理をお勧め致します。)
共重合体, ポリマーブレンド等(例:ABS 樹脂)の場合、基ポリマー中の 50%を超える構成成分名
(例:スチレン):

以上、ご協力ありがとうございました。